

新入生保護者の皆さまへ

重要につき、必ずご覧ください。

専修大学北上福祉教育専門学校（2018年度）

このパンフレットには2018年度専修大学北上福祉教育専門学校学生総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

学生総合補償制度 （学生・こども総合保険）のご案内

専修大学北上福祉教育専門学校にご入学された方の制度です。

（この保険は学校法人北上学園が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。）

ご入学

おめでとう
ございます

団体割引

5%適用

（専修大学生田10号館）

自転車事故に対応!!

近年高額な賠償事例も多く発生している、自転車運転中の事故について、1億円を限度に賠償責任を補償。



充実した補償!!

大学内やレジャー・アルバイト・インターンシップ中のケガから第三者への賠償責任（国内示談交渉付き）、扶養者に万が一の事故があった場合の学資費用まで補償。

手続きが簡単!!

医師の診査は不要。
1回のお手続きで2年間補償されるので安心です。

保険期間

2018年4月1日午前0時*から2020年4月1日午後4時まで 2年間

* 3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からとなります。

募集締切日

2018年3月30日（金）まで（お早めにお手続きください。）

（募集締切日は3月30日までとなっておりますが、募集締切日後もご加入手続は可能です。募集締切後の場合、保険料の入金が確認できた翌日から補償開始となります。なるべく入学手続きと同時に手続きください。）

お申込方法

同封の払込取扱票（学生総合補償制度申込書（加入申込票））に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご加入者 （申込人）

専修大学北上福祉教育専門学校に在籍する学生の保護者の方

被保険者 （補償の対象者）

専修大学北上福祉教育専門学校に在籍する学生の方（入学等手続きを終えた方を含みます。）
※賠償責任補償はご家族（P2参照）も対象となります。

◎学資費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。扶養者になれる方の詳細は、契約概要のご説明（別冊6）をお読みください。

扶養者の方がケガで死亡された場合や重度後遺障害になられた場合

専門学校生のお子さまが卒業するまでに必要な費用をご存知ですか？



入学後の**2**年間で、約**186**万円必要です。

(公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会「平成27年度版学生・生徒納付金調査」より、入学金を除いた介護福祉学科の授業料等の納付金平均額)

〔ご加入条件〕

Aセットに入学時ご加入の場合

- ・保険期間：2年間
- ・学業費用支払対象期間：2年間(2020年4月1日まで)
- ・学資費用保険金額：(1年につき)90万円

(実際にかかった費用)

- ・授業料(年間実額)：100万円
- (1年目の前期の授業料は支払済(50万円))

学資費用保険金のお支払例

学資費用保険金は、入学当初のご卒業予定時までに支払った、事故日以降の毎年の授業料等の学費を実額でお支払いします。支払年度ごとに学資費用保険金額が限度となります。

扶養者の事故(ケガの場合)
1年生の4月30日の事故の場合

お支払例は、事故によるケガの場合です。
※学生総合補償制度の学資費用はAプランの場合、病気による死亡の場合も補償の対象です。



学資費用保険金
50万円

学資費用保険金
90万円

後期
1年生

前・後期
2年生

※事故日以前に支払った学費は補償されません。保険金は学費実費を実際にご負担された後のお支払いとなります。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の学資費用も補償されます。

専修大学北上福祉教育専門学校学生総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 学資費用補償

<学資費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料などの学費を上記の事例のようにお支払いします。

(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。
疾病学資費用補償(Aプラン)にご加入の場合は、扶養者が病気により死亡された場合も、保険金額に応じて上記の事例のようにお支払いします。



III. 学生本人の病気の補償(疾病補償)

国内・外を問わずお子さまが病気により入院、手術、放射線治療を受けた場合にお支払いします。



IV. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、学資費用保険金をお支払いします。

(例)地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまった。



II. 学生本人のケガの補償(傷害補償)

国内・外を問わずお子さまがケガにより死亡・後遺障害を被った場合、入院、手術、通院した場合にお支払いします。



V. 賠償責任補償(アルバイト・インターンシップ中や受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負われた場合の補償です。ご家族も補償*されます。

(例)自転車であやまって他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子です。

なお、①および③から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。



示談交渉サービス付

日本国内において発生した事故により、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。(受託物の損害賠償を除きます。)

加入プランは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

■すべてのご加入プランで、次の場合を補償します。

- 扶養者がケガにより死亡・重度後遺障害になられた場合の学資費用
- 細菌性およびウイルス性食中毒や、熱中症(熱射病、日射病)による身体障害
- 賠償責任 ○お子さまのケガ(地震もしくは噴火、またはこれらを原因とする津波によるケガを含みます。)

■次の場合の補償が必要かどうかで検討いただき、加入プランをお選びください。

- 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用(Aプラン)



Q.1 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

Aプラン

必要なし

Bプラン

保険金額・保険料		学資費用(ケガ+病気)補償	学資費用(ケガのみ)補償	
プラン名と保険料 (2年間一時払)		おすすめ! Aプラン 32,000円	Bプラン 27,000円	
保 險 金 額	I 学資費用	学資費用保険金額(ケガ)(注1) (1年につき)90万円		
		疾病学資費用保険金額(病気)(注1)	(1年につき)45万円	—
	II 学生本人のケガの補償	傷害死亡・後遺障害保険金額(注2)	161.3万円	162.0万円
		(傷害)入院保険金日額	(1日につき)3,000円	
		(傷害)手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 傷害入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 傷害入院保険金日額の5倍	
		(傷害)通院保険金日額	(1日につき)2,000円	
	III 学生本人の病気の補償	疾病入院保険金日額	(1日につき)3,000円	
		疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍	
		放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍	
	IV 天災危険補償		I・IIのケガの補償が対象となります。(Iの疾病学資費用は除かれます。)	
V 賠償責任補償(注3)(注4)		1億円 (記録情報限度額500万円)		

上記は職種級別A[学生等]の保険料です。お子さま(学生本人)がそれ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注1)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2020年4月1日までです。

(注2)保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(注3)賠償責任補償の被保険者の範囲は前ページ賠償責任補償をご参照ください。

(注4)賠償責任補償のご加入においては、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

保険金のお支払事例 ～例えばこんなことが起こったら～

< 例1 >

お子さまが部活動中に熱中症になり、5日間入院、退院後3日間通院した。



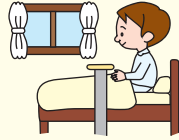
< 例2 >

お子さまがスポーツで腕を複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



< 例3 >

お子さまが盲腸で5日間入院、手術を受けた。



< 例4 >

お子さまが自転車に乗っていて通行人に衝突し、ケガをさせ損害賠償責任を負った。



事故が起こったら

事故が起こったら

早急に
(30日以内)にご連絡を



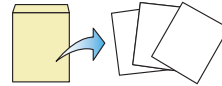
電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189
(無料)



請求書を提出

必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

銀行振込みでお支払いします。



お申込方法・ご加入方法

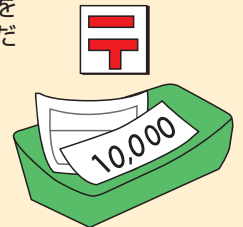
ご加入プランをご選択ください。
次に、ご加入プランの保険料をご確認ください(保険料はすべて一時払です)。



同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。



※振込手数料が必要となりますので、別途ご用意ください。

加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。
加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので、大切に保管ください。

◎ 加入者証郵送時期: 5月中旬～6月初旬頃

お問い合わせ先

●取扱代理店

株式会社専大センチュリー
学生総合補償制度係

フリーダイヤル: 0120-50-4230

TEL: 03-5215-1260 (携帯電話からはこちらへお掛けください。)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3

スリースタービル1F

●引受保険会社(幹事)

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

A17-102243 使用期限: 2020年4月1日